

広島県告示第652号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功^{しゅん}を次のとおり認可した。

令和5年4月20日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 竣功認可年月日^{しゅん}

令和5年3月23日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名^{しゅん}

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

広島県知事 湯崎 英彦

3 埋立区域

(1) 位置

A地区

呉市倉橋町字松浜891番27，891番29及び同町字松浜891番1に接する県道から同町字幸野浜747番8，747番12，747番15，747番16及び同町字幸野浜771番8に接する県道に至る県道地先公有水面

B地区

呉市倉橋町字幸野浜747番5，747番10及び746番2に接する県道から同町字財崎601番2に接する水路及び601番2に接する県道及び防波堤敷に至る地先公有水面

(2) 区域

A地区

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と44の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1の地点 広島県呉市倉橋町字脇田奥2237番8の国土地理院三等三角点「倉橋島」（北緯34度07分39秒7780，東経132度31分21秒3188，標高431.98m）から209度49分55秒，3045.08mの地点

2の地点 1の地点から 82度24分00秒 6.46mの地点

3の地点 2の地点から 82度20分18秒 6.16mの地点

4の地点 3の地点から 82度52分18秒 29.41mの地点

5の地点 4の地点から 86度10分52秒 7.27mの地点

6の地点 5の地点から 89度13分15秒 5.37mの地点

7の地点 6の地点から 91度50分49秒 4.84mの地点

8の地点	7の地点から	93度33分25秒	4.80mの地点
9の地点	8の地点から	97度24分10秒	5.27mの地点
10の地点	9の地点から	100度37分51秒	57.38mの地点
11の地点	10の地点から	100度36分07秒	27.88mの地点
12の地点	11の地点から	100度35分25秒	1.44mの地点
13の地点	12の地点から	100度49分03秒	34.65mの地点
14の地点	13の地点から	108度02分42秒	19.00mの地点
15の地点	14の地点から	110度53分35秒	10.60mの地点
16の地点	15の地点から	203度03分30秒	0.48mの地点
17の地点	16の地点から	200度44分34秒	0.50mの地点
18の地点	17の地点から	203度33分28秒	0.96mの地点
19の地点	18の地点から	200度40分35秒	0.50mの地点
20の地点	19の地点から	200度42分05秒	4.33mの地点
21の地点	20の地点から	288度10分36秒	7.99mの地点
22の地点	21の地点から	279度21分36秒	1.93mの地点
23の地点	22の地点から	284度20分24秒	37.64mの地点
24の地点	23の地点から	281度03分20秒	18.99mの地点
25の地点	24の地点から	190度04分41秒	1.04mの地点
26の地点	25の地点から	190度29分03秒	4.60mの地点
27の地点	26の地点から	281度11分45秒	1.97mの地点
28の地点	27の地点から	10度11分21秒	4.47mの地点
29の地点	28の地点から	10度20分55秒	1.17mの地点
30の地点	29の地点から	280度40分54秒	66.16mの地点
31の地点	30の地点から	279度23分20秒	5.76mの地点
32の地点	31の地点から	188度56分48秒	0.91mの地点
33の地点	32の地点から	188度59分53秒	4.67mの地点
34の地点	33の地点から	279度23分18秒	2.04mの地点
35の地点	34の地点から	8度59分00秒	4.43mの地点
36の地点	35の地点から	8度47分22秒	1.20mの地点
37の地点	36の地点から	274度47分36秒	2.88mの地点
38の地点	37の地点から	273度44分26秒	20.06mの地点
39の地点	38の地点から	268度37分32秒	9.67mの地点
40の地点	39の地点から	266度21分13秒	6.48mの地点
41の地点	40の地点から	263度38分20秒	6.37mの地点
42の地点	41の地点から	262度48分25秒	29.32mの地点

43の地点	42の地点から	358度16分55秒	4.44mの地点
44の地点	43の地点から	358度16分17秒	0.96mの地点

B地区

次の各地点を順次に結んだ線及び45の地点と49の地点とを結んだ線により囲まれた区域

45の地点 広島県呉市倉橋町字脇田奥2237番8の国土地理院三等三角点「倉橋島」（北緯34度07分39秒7780，東経132度31分21秒3188，標高431.98m）から203度47分39秒，2959.12mの地点

46の地点	45の地点から	119度10分32秒	5.84mの地点
47の地点	46の地点から	202度08分34秒	3.99mの地点
48の地点	47の地点から	299度10分36秒	6.07mの地点
49の地点	48の地点から	25度20分38秒	1.26mの地点

(3) 面積

A地区

1,714.54平方メートル

B地区

23.57平方メートル

合計

1,738.11平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

昭和60年8月22日 広島県告示第740号

(昭和60年8月3日付け指令港第203号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

呉市